記に示す同種業務の実績である場合にあっては、業務成績評定通知書の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満であるものを除く。同種業務：山地災害危険地区調査業務又は治山流域別調査業務又は治山全体計画調査業務

⑻　当該業務に係る技術提案書が適正であること。

⑼　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①　特記仕様書において定めがある場合を除き、建設コンサルタント業務については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第3106条第３項に該当する者であること。

②　平成21年４月１日から令和６年３月31日までの間に上記⑺に掲げる業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等の発注した業務のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、調査等業務成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　森林管理局長等が発注した業務で、令和４年４月１日から令和６年３月31日までの２年間に完了・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和６年12月12日午前９時から令和７年１月10日午後５時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）（持参の場合は午前９時～午前12時及び午後１時～午後５時）。

②　提出場所及び方法　電子入札システムを用いて提出すること。

詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、持参すること。

⑶　技術提案書等は入札説明書により作成すること。

⑷　⑵①に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価の方法等

①　技術等に対する得点は、評価項目毎の評価点の合計とし、得点配分は最大60点とする。ただし、評価点の満点が60点を超えることから、得られた評価点に60／64を乗じた数値を技術点として与える。

※技術点については、小数点以下第２位を切り捨てて算出する。

②　入札価格に対する得点配分は、入札価格を予定価格で除して得た数値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（30点）を乗じて得た値とする。

得点＝価格に対する配分得点×（１－入札価格／予定価格）

③　総合評価は、入札者の申込みに係る①と②の合計による「評価値」をもって行う。

⑵　技術提案書の評価基準等　以下に示す項目を評価項目とする。

①　予定技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した業務の成績、技術者の専任性、技術者の継続教育

②　企業の実績、能力、信頼性に関する事項

低入札価格調査等の実績、企業の業務成績、優良表彰（過去10年間）、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、指名停止措置等の不誠実な行為の有無、賃上げの実施の表明

③　業務の実施方針等に関する事項　業務の理解度、実施手順の妥当性

④　技術提案に関する事項（提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項）　総合的なコストに関する事項、工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項、社会的要請に関する事項

技術点に対する得点は、①の項目については25点、②の項目については14点、③の項目については10点、④の項目については15点とする。

⑤　技術提案の履行確実性に関する評価　履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」のとおりとする。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

イ　技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、「評価値」が最も高い者を落札者とすることがある。

５　入札手続等

⑴　担当部局　〒780―8528 高知県高知市丸ノ内１丁目３―30　四国森林管理局経理課内契約適正化専門官　電話：088―821―2011

メールアドレス：shikoku_shinsei@maff.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間及び方法　電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から②により入札説明書等必要な情報を交付する。

①　交付期間：令和６年12月11日から令和７年１月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）

②　方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html）

⑶　入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参又は郵送等により提出すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、令和７年１月28日午前10時

②　持参による入札の場合は、令和７年１月28日午前10時までに四国森林管理局６階会議室へ持参すること。なお、郵送等により入札書を提出する場合は、令和７年１月27日午後５時までに四国森林管理局経理課へ必着とする。この場合の入札書の日付は、令和７年１月28日とする。

③　開札は、令和７年１月28日午前10時　四国森林管理局６階会議室にて行う。

（ただし、上記①、②及び③について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。）

④　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。